

(案)

沖縄県職員採用ポータルサイト構築業務委託契約書

1 業務名 沖縄県職員採用ポータルサイト構築委託業務

2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託金額 金_____円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金_____円)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 乙は、本契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の金額を甲に納付すること。(沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は、契約保証金は免除とする。)

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と受託者_____ (以下「乙」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、契約書に定めるほか、別紙「沖縄県職員採用ポータルサイト構築委託業務要件定義書及び仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

(実施計画)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(様式第1号。以下「実施計画書」という。)を契約締結の日より14日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務内容及び実施方法
- (2) 実施スケジュール
- (3) 業務履行体制

(業務の実施場所)

第3条 乙の委託業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き、乙の定める場所とする。ただし、甲の施設内においては、甲の指示に従うものとする。

(器材等費用)

第4条 委託業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(権利義務等の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は成果品等(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面

による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書（様式第2号）を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 3 前2項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
 - (2) 既に保有しているもの。
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、本契約を遂行するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

- 第9条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を甲に報告しなければならない。

(履行期限の延長)

第10条 乙は、その責に帰すことのできない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、未済部分の契約代金の額につき、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

(業務の調査等)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(成果品の納入)

- 第12条 乙は、本契約の履行期間内に、仕様書に定める成果品（関連する資料を含む。）及び委託業務完了報告書（様式第3号。以下「完了報告書」という。）を甲に納入するとともに、甲の検査を受けなければならない。
- 2 成果品の納入場所は、沖縄県人事委員会事務局総務課とする。
- 3 乙が提出した成果品及び完了報告書について甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、成果品及び完了報告書の補正を求めることができる。この場合において、補正に係る費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、本条の検査の結果委託業務の完了を認めたときは、その旨通知を行うものとする。

(契約不適合責任)

- 第13条 前条第4項の通知後、決定事項との不一致又は論理的誤り（以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。但し、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- 2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。
- 3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 4 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、前条の確定後1年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、前条の確定時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 6 第1項、第3項及び第4項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(委託料の支払)

- 第14条 乙は、第12条第4項の通知の受領後、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(所有権の移転および危険負担)

- 第15条 第12条の成果品の所有権（乙に権利が留保される既存知的財産権等を除く）は、同条

第4項の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果品の棄損または滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意または過失により生じた場合は、この限りではない。

(著作権等)

第16条 本業務の遂行により作成された成果物のうち、乙が甲から直接的な対価（制作委託費、オプション費用等）を得て本業務のために個別に作成した成果物（特注のデザインレイアウト、独自原稿、動画・写真等のデジタルコンテンツ等。以下「個別成果物」という。）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及びその他の権利は、原則として甲に帰属するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの知的財産権及びその他の権利は、すべて乙（又は乙にライセンスを許諾している者）に留保されるものとする。

(1) 乙が従前から保有している知的財産権（汎用的なプログラム、コアシステム、汎用求人・申込管理システム、ノウハウ、技術、情報等）

(2) 乙が甲から直接的な追加対価を得ることなく、基本サービスの範囲内（無償枠等）において提供又は作成するブログ記事、動画、その他の制作物

- 3 成果物（個別成果物及び汎用システム等を含む）に、乙以外の第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。この場合、乙は甲がこれを利用（使用）するにあたって支障のないよう、必要な利用許諾等の手続きを自己の責任と費用において完了させておくこと。

- 4 乙は、甲（及び甲が指定する第三者）に対し、本業務に係る個別成果物等の利用に関して、著作者人格権（公表権、氏名公表権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。

(5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。

(6) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(契約不能の場合の処理)

第18条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(暴力団等の排除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第19条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

3 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

4 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（損害賠償）

第20条 乙は、次の各号の一に該当すると認められるときは、甲又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(1) 本契約に定める委託業務を遂行するにあたって、故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 本契約に定める義務を履行しないことにより甲又は第三者に損害を与えたとき。

(3) 本契約に定める条項に基づき本契約を解除したことにより甲又は第三者に損害を与えたとき。

2 前項の損害賠償額は委託金額を上限とし、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第21条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（契約の費用）

第22条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

（規定に定めのない事項）

第23条 この契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
機関名
代表者名

様式第 1 号（第 2 条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

住 所
氏 名（機関名・代表者役職及び氏名） 印

沖縄県職員採用ポータルサイト構築業務委託
実施計画書

委託契約書第 2 条の規定に基づき、実施計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務内容及び実施方法
 - (1) 目的
 - (2) 概要
 - (3) 業務内容及び実施方法

- 2 実施スケジュール

項目 \ 期 間					

- 3 業務遂行体制
 - (1) 実施機関
 - (2) 実施体制
 - (3) 実施責任者

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

住 所
氏 名（機関名・代表者役職及び氏名） 印

再委託承認申請書

令和 年 月 日に契約した沖縄県職員採用ポータルサイト構築業務委託について、下記業務を再委託する必要がありますので、委託契約書第 6 条第 1 項の規定により申請します。

契約件名		
契約金額	円	
契約年月日	令和 年 月 日	
履行期限	令和 年 月 日	
再委託を予定する業務		
再委託予定額	円	
再委託先	企業（団体名） 代表者（職氏名） 住所 連絡先（電話）（メール）	
再委託予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
再委託の必要性		
再委託先選定理由		
再委託先の適格性※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 期間内の適正な業務履行の確保 指名停止措置を受けている者 本契約の競争入札参加者 暴力団員に該当する者 暴力団と密接な関係を有する者	あり ・ なし 可 ・ 不可 非該当 ・ 該当 非該当 ・ 該当 非該当 ・ 該当 非該当 ・ 該当

※「再委託の適格性」については、申請者が確認の上、○をつけること

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

住 所
氏 名（機関名・代表者役職及び氏名） 印

委託業務完了報告書

令和 年 月 日に契約した沖縄県職員採用ポータルサイト構築業務委託について、委託契約書第12条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 契約件名等

契約締結日	令和 年 月 日
契約件名	

2 契約金額

契約金額	円 (消費税及び地方消費税 円を含む。)
------	-------------------------

3 委託業務完了期限

委託業務完了期間	令和 年 月 日
----------	----------

4 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	令和 年 月 日
-----------	----------

5 成果物

構築したポータルサイト	Webシステム
操作・運用管理マニュアル一式	電子媒体
サイト集客状況等分析報告及び改善提案書	電子媒体
その他関連資料	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合におい

て、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。